

○常総市空き家等対策の推進に関する条例

平成29年3月17日

条例第7号

常総市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年常総市条例第31号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に基づき、特定空き家等に関する対策等を定め、及び実施することにより、地域の良好な生活環境の保全を図り、もって安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（所有者等の責務）

第3条 所有者等は、その所有し、又は管理する空き家等が特定空き家等にならないように、自らの責任において適切にこれを管理しなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、法第4条に定めるもののほか、空き家等の適切な管理のために必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

（市民の協力）

第5条 市民は、前条の規定による施策の策定及び実施に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、特定空き家等があると認めるときは、市長に対し、その情報を提供することができる。

（協議会の設置）

第6条 法第7条第1項の規定により常総市空き家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 空家等対策計画の策定及び変更並びにその実施に関すること。
- (2) 特定空家等に係る判定に関すること。
- (3) 特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、空家等の適切な管理の推進に関すること。

(協議会の組織)

第7条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係する行政機関の職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(立入調査の公告)

第8条 市長は、法第9条第2項の規定による立入調査を行おうとする場合において、同条第1項の規定による調査の実施にかかわらず、空家等の所有者等を把握することができないときは、同条第3項の規定による通知に代えて、立入調査を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

(危険回避措置)

第9条 市長は、法第14条第1項から第3項までの規定による助言、指導、勧告又は命令を行った特定空家等について、その倒壊、建築資材の飛散等によって市民に危険が生ずるおそれがあると認めるとときは、当該特定空家等の所有者等の同意を得て、緊急に当該危険を回避するために必要な最低限の措置を行うことができる。

2 前項の措置に要する費用は、当該措置に係る特定空家等の所有者等の負担とする。

(警察等との連携)

第10条 市長は、特定空家等による危険を回避するため必要があると認めると
きは、当該特定空家等が所在する地域を管轄する警察、消防その他の関係機関
に対し、法第9条第2項の規定による立入調査の内容又は法第14条第1項か
ら第3項までの規定による助言、指導、勧告若しくは命令の内容を提供し、必
要な協力を求めることができる。

(命令に係る公示)

第11条 法第14条第11項の規定による公示は、次に掲げる事項について行
うものとする。

- (1) 命令された者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及
び名称並びに代表者の氏名）
- (2) 命令に係る特定空家等の所在地
- (3) 命令の内容

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
改正)
- 2 常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和
31年水海道市条例第18号）の一部を次のように改正する。
[次のように略]